

令和3年第4回教育委員会会議録

日時：令和3年3月19日（金）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	中村光一
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	西口晶子

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	片岡長作
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	丸山美由紀
	教育研究支援担当参事	
	（兼）教育研究支援課長	伊藤雅子
	学校教育課長	臼井正昭
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	瀬古口あゆみ
	人権教育課長	金児由美

教育長 令和3年第4回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、第7号 津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について、第8号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、第9号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、第10号 津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部の改正について、第11号 津市学校サポートセンター設置規程の一部の改正について、第12号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて、第13号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて、第14号 令和2年度津市一般会計補正予算（第14号）＜教委所管分＞について、8件の議案について、御審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第7号から議案第14号の議案8件です。

このうち、議案第12号から議案第14号の3件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、議案第12号から議案第14号につきましては、非公開と決定します。

議案第7号 津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について

議案第7号 公開で開催

議案第7号 原案可決

議案第8号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について

議案第8号 公開で開催

議案第8号 原案可決

議案第9号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について

議案第 9 号 公開で開催

議案第 9 号 原案可決

議案第 10 号 津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部の改正について

議案第 10 号 公開で開催

議案第 10 号 原案可決

議案第 11 号 津市学校サポートセンター設置規程の一部の改正について

議案第 11 号 公開で開催

議案第 11 号 原案可決

議案第 12 号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて

議案第 12 号 非公開で開催

議案第 12 号 原案可決

議案第 13 号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて

議案第 13 号 非公開で開催

議案第 13 号 原案可決

議案第 14 号 令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 14 号）＜教委所管分＞に
ついて

議案第 14 号 非公開で開催

議案第 14 号 原案可決

教育長 それでは公開事案の審議に入ります。議案第7号 津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。教育事務調整担当参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 議案第7号 津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定につきまして、御説明申し上げます。

国は、「規制改革実施計画」におきまして、行政手続きにおける押印の抜本的な見直しを行う方針を決定し、このことを受け、本市においても市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、全庁的に各種申請書等における押印の見直しを行っているところです。

行政手続きにおける押印については、主に文書成立の真正性を担保するために、「記名」又は「自署」に加えて押印を求めてきましたが、文書の成立は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、他の方法によっても、文書の成立を立証することは可能であると考えられ、「津市行政手続きにおける押印(認印)の見直し指針」では、申請者の「自署」を求める場合は、押印を不要とし、また自署は「記名と押印」に替えることができるとしています。

教育委員会におきましても、この指針に基づき、取り扱う申請書等について検討を行い、「法令等に義務付けがないもの」、「規則等で定める様式中に「印」が記載されているもの」につきましては令和3年4月1日より押印が不要なものとして取扱いできるよう、本議案を提出するものです。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。津市教育委員会が所管する申請書等のうち、教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関し、必要な事項を定めるものです。条文中の第2条第1項につきましては、教育委員会規則により押印が必要と定められた申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、氏名を自署する場合には、押印を省略できることを定めるものです。また、第2条第2項につきましては、氏名を自署しない場合であっても、教育長が別に定めるものについては、押印を省略できることを定めるものです。

恐れ入りますが、次のページを御覧ください。今回議案の対象となる規則の一覧です。備考欄に「自署」と記載のあるものが第2条第1項、「記名」と記載のあるものが第2条第2項の対象となるものです。また、その次のページ以降は、該当する様式となっておりますので御確認ください。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。中村委員。

中村委員 押印の省略ができないものの割合はどれくらいありますか。ざっとで結構ですが、わかりましたら教えてください。

教育長 教育事務調整担当参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 申し訳ありませんが、具体的な数は把握できておりません。なぜかと言いますと、今回、津市の条例、規則、要綱等に定められているもの、それから法令等に定められていないものについて、押印を省略しようとするものですが、国や県等、津市以外のところで定められているものについては、対象になっておりません。今後、国や県においても、同じように省略する方向になれば、市も同じように対応していくことになると考えています。また、契約書や請求書等についても、現行どおり押印を必要としていきますので、数としてはかなりあると思います。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 押印の必要がなくなる書式については、4月1日以降、印の欄が削除されるということですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 4月1日から省略の取扱いをしていきますが、一斉に削除できない場合は、省略できるという説明をさせていただいたり、二重線で消して対応したりすることになると思います。

滝澤委員 必要でないものについては、印の欄がないほうがわかりやすいですね。あると、押さなければならぬと思ってしまう。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 そういったことが無いようホームページなどで周知をさせていただきますし、印刷済の書式であれば、線で消して使うことになると思います。

滝澤委員 もう1点、自署するという取扱いになる書類がありますが、例えば、病気で手が震えて自署できない、あるいは視力に問題があって自署が難しい等、自署できない方についての取扱いはどうなりますか。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 そういつ

た方に限りませんが、自署の代わりに、記名押印することが認められています。

滝澤委員 記名押印が、自署に代わるものと考えているということですか。

教育事務調整担当参事(兼)教育事務所調整担当参事・教育総務課長 そうです。今回、記名したうえで押印すれば、自署に代わるという取扱いにしています。

教育長 他に、よろしいですか。それでは、議案第7号につきましては、原案どおり承認するという事でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第7号につきましては、原案どおり承認いたします。

次に、議案第8号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。学校教育課幼児教育課程担当副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 議案第8号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、御説明いたします。

資料の2ページが改正文で、3ページ以降が新旧対照表となっております。

今回の改正理由といたしましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴い、令和3年3月31日をもって津市立安東幼稚園を廃止することから、所要の改正を行うものです。改正内容といたしましては、津市教育委員会公印規則において、幼稚園印及び幼稚園長印の数を現行の26から25に改めようとするもので、また、津市立幼稚園則においては、この一園の項を削除しようとするものでございます。施行期日は令和3年4月1日です。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第8号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第8号については、原案どおり承認いたします。

次に、議案第9号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 議案第9号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、御説明させていただきます。

資料の2枚目が改正内容を示したもので、3枚目が新旧対照表となっております。4枚目以降が現行の津市立学校の管理に関する規則です。改正内容としましては、3枚目の新旧対照表を御覧になっていただければと思いますが、津市立学校の管理に関する規則における第32条の見出しを、「事務の共同実施組織」から「共同学校事務室」に改め、第32条の文中の「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改めるものです。

改正理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法ですが、この一部改正に伴いまして、津市立学校の管理に関する取組における所要の改正を行うものでございます。

なお、この根拠法となる地教行法の改正は、平成29年4月から施行されており、共同学校事務室を置くことができるようになったのですが、実は、津市を含め三重県内においては、先進的に共同学校事務室に当たる共同実施の組織を既に設置しており、機能しているところです。今回は、共同学校事務室という名称で制度化されたことを踏まえ、今後のことも考え、共同学校事務室という名称で、整備していこうとするものでございます。施行期日は令和3年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。中村委員。

中村委員 共同学校事務室という呼び名ですと、特定の部屋があるようなイメージですが、現在、共同実施の際は、決まった場所があるのですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 全部で11のグループがあるのですが、それぞれ拠点となる学校には特定の部屋が用意されていて、そこでグループの事務職員が集まって、作業をしています。

教育長 地教行法の改正が平成29年4月1日に施行されたにも関わらず、今回のタイミングで変更する理由は何ですか。

学校教育課長 先程申し上げたように、全国的に見ても、三重県は本当に先進的に、平成18年度から共同実施を行ってきましたので、実態としては、既に「共同学校事務室」が設置されていると言える状況にありました。ですので、新たに何かを変更する必要が特にありませんでしたので、県内の他市町も同じなのですが、この法改正によって、すぐに名称を変えることはしませんでした。

ただ、例えば、文科省のワーキング会議等の内容を見ていると、「共同学校事務室」の名称が様々なところで使われています。また、義務標準法の中でも、「共同学校事務室を設置する学校に何々の加配を置くものとする」というような記載があります。実際には、名称が変わっていないことで、不利益を受けたということはないのですが、これからも、この制度化された「共同学校事務室」という名称が、様々なところで使われることを考えると、今後のことを考えて、どこかで変えておく必要があるだろうということで、今回判断をさせていただいたということでございます。県内では、既に2つの市町が名称を変えたと聞いており、今後、多くの市町が変えていく方向になるだろうと考え、今年度でないといけない理由はないのですが、今のタイミングで変えておきたいと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、御異議なきようですので、議案第9号につきましては、原案どおり承認いたします。

次に、議案第10号 津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事(兼)教育研究支援課長 議案第10号 津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部の改正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料の3枚目、新旧対照表を御覧ください。津市立教育研究所の管理運営に関する規則(平成18年津市教育委員会規則第11号)の第2条第2項中、「教育研究支援課長」の次に「(担当副参事が置かれる場合にあっては、担当副参事)」を加えるというものでございます。

この度の改正の理由といたしましては、学校における情報教育の一層の推進を図るため、津市GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を整備したことに伴

い、教育研究支援課において統括的にG I G Aスクール構想を推進する体制を整えることを可能とするよう、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。滝澤委員。

滝澤委員 担当副参事がいる場合、所長は担当副参事になるわけですね。担当副参事が置かれている場合に、教育研究支援課長が所長になることはできないということですか。

教育長 教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事(兼)教育研究支援課長 この度の改正にあたりましては、担当副参事が置かれる場合にあつては、担当副参事がこれを担うということで整理させていただきましたので、そのように捉えております。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 教育研究支援課長が所長になる必要がある場合には、担当副参事は置かないということになりますか。

教育長 教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事(兼)教育研究支援課長 この度、津市G I G Aスクール構想の推進のために担当副参事を置くということですので、担当副参事が教育研究所の所長となり、教育研究支援課長が所長になるということはありません。

滝澤委員 再度申し上げますが、教育研究支援課長が所長になる必要がある時には、あえて担当副参事を置かないようにするということですね。

教育長 教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事(兼)教育研究支援課長 そうです。

教育長 どちらが先かという話ですね。

滝澤委員 また、必要が生じた場合には、改正するということですね。

教育長 他によろしいですか。

それでは、議案第10号につきまして、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第10号につきまして、原案どおり承認いたします。

次に、議案第11号 津市学校サポートセンター設置規程の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事(兼)教育研究支援課長 議案11号 津市学校サポートセンター設置規程の一部の改正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料3枚目、新旧対照表を御覧ください。津市学校サポートセンター設置規程(平成23年津市教育委員会訓令第1号)の第4条第2項中、「教育研究支援課長」の次に「(担当副参事が置かれる場合にあっては、担当副参事)」を加えるものでございます。

こちらの改正理由につきましては、先程の教育研究所と同様でございますが、津市GIGAスクール構想の推進に伴いまして、教育研究支援課において統括的に津市GIGAスクール構想を推進する体制を整えることを可能とするよう、所要の改正を行なうもので、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。西口委員。

西口委員 教育研究所が津市GIGAスクール構想を推進していくということは、わかるのですが、学校サポートセンターも津市GIGAスクール構想を推進していくという理由で、改正するのですか。

教育長 教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事(兼)教育研究支援課長 学校サポートセンターについま

しては、現在、5人の学校サポーターと3人の学校運営相談員を配置しています。学校サポーターは、特別支援教育に関することを中心に担っており、学校運営相談員は、校長の学校マネジメントを支援する業務を中心に担っております。今後、津市GIGAスクール構想を推進していくに当たって、5人の学校サポーターは、特別支援教育がメインではありますが、うち1名には、津市GIGAスクール構想の準備段階から関わってもらっているという状況があり、また、学校運営相談員につきましても、校長のマネジメントの中に津市GIGAスクール構想が大きく影響してくるということがありますので、学校サポートセンターについても、GIGAスクール構想の推進をしっかりと支援していくということで、このように改正させていただくこととしました。

教育長 西口委員。

西口委員 今まで、教育研究支援課長が学校サポートセンターや教育研究所を統括されていて、業務が多岐に渡り、大変だろうと思いながら見ていましたので、今回、担当副参事を置くことで、さらにきめ細かく学校教育のサポートに当たっていただけるのではないかと期待しています。

教育研究所も学校サポートセンターも津市GIGAスクール構想を推進していくということですが、人の整理をすれば、教育研究所は津市GIGAスクール構想の推進、学校サポートセンターは学校マネジメントのサポートというように、きれいに分けられると思うので、学校サポートセンターも津市GIGAスクール構想の推進を前面に出していくのかどうか、改めて検討していただけたらと思います。うまく進めてほしいと切に願っておりますので、よろしくお願いします。

教育長 教育研究支援担当参事。

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 教育研究支援課長と担当副参事がしっかり連携して、今まで担ってきたものを含め、さらに充実できるよう、しっかりと対応していきたいと思えます。ありがとうございます。

教育長 学校サポートセンターと教育研究所の関係はどうなっていましたか。

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 教育研究所の中に学校サポートセンターがあります。

教育長 教育研究所の中に学校サポートセンターがあるということで、今回、こ

のような整備をしたということですね。情報教育を担う教育研究所に副参事を配置したので、教育研究所の中にある学校サポートセンターも同じように配置するというのですが、教育研究支援担当参事の説明にもあったように、学校サポートセンターは、主に特別支援教育を担います。特別支援教育については、教育研究支援課長の所管する教育支援担当と、当然連携して進めることになるので、完全にきっちり分けることは難しいと思いますが、学校サポートセンターを含む教育研究所に副参事を置くという整理をしたということで御理解いただきたいと思えます。

西口委員 ありがとうございました。

教育長 中村委員。

中村委員 そうすると、教育研究所の所長と学校サポートセンターのセンター長は、人員的には1人ということですか。それぞれに1人ずつ置くわけではないということですね。

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 そうです。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第11号について、原案どおり承認するという事によろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第11号につきまして、原案どおり承認いたします。

次に、議案第12号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

教育長 それでは、議案第12号について、原案どおり承認するという事によろしいでしょうか。

各委員（異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第12号につきましては、原案どおり承認いたします。

次に、議案第13号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援担当参事（兼）教育研究支援課長 説明

教育長 それでは、議案第13号について、原案どおり承認するという事によってよろしいでしょうか。

各委員（異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第13号につきましては、原案どおり承認いたします。

次に議案第14号 令和2年度津市一般会計補正予算（第14号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。教育事務調整担当参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 議案第14号 令和2年度津市一般会計補正予算（第14号）＜教育委員会所管分＞につきまして、御説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億8,714万円を追加し、歳入歳出の総額を108億3,276万4千円としようとするものでございます。

恐れ入りますが、5ページを御覧ください。それでは順に御説明申し上げます。

第10款 教育費 第1項 教育総務費 第3目 教育振興費は、補正予算額は空白で、健康教育推進事業は、補正額が0となっておりますが、学校臨時休業対策費補助金等に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正でございます。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、3億5,461万8千円の増額で、学校管理運営事業は、補正額が0となっておりますが、消毒作業経費に対する新

型新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正で、学校施設維持補修事業3億381万8千円の増額は、国の令和2年度補正予算（第3号）による補助決定がありました令和3年度予算で実施予定であった修成小学校、安濃小学校の長寿命化改修事業に係る工事請負費の増などで、学校保健管理事業は、補正額が0となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る消毒液等の購入に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正で、学校保健特別対策事業5,080万円の増額は、国の令和2年度補正予算（第3号）による学校保健特別対策事業費補助金を活用した学校教育活動を継続支援するための感染症対策等の物品購入の増でございます。

第2目 教育振興費は、補正予算額は空白で、教育指導活動支援事業は、補正額が0となっておりますが、臨時休業措置等に伴う家計特別支援金に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正などがございます。

6ページをお願いいたします。第3項 中学校費 第1目 学校管理費は、2億3,335万9千円の増額で、学校管理運営事業は、補正額が0となっておりますが、消毒作業経費に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正で、学校施設維持補修事業2億1,055万9千円の増額は、国の令和2年度補正予算（第3号）による補助決定がありました令和3年度予算で実施予定であった朝陽中学校の長寿命化改修事業に係る工事請負費の増などで、学校保健管理事業は、補正額が0となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る消毒液等の購入に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正で、学校保健特別対策事業2,280万円の増額は、国の令和2年度補正予算（第3号）による学校保健特別対策事業費補助金を活用した学校教育活動を継続支援するための感染症対策等の物品購入の増でございます。

第2目 教育振興費は、補正予算額は空白で、教育指導活動支援事業は、補正額が0となっておりますが、臨時休業措置等に伴う家計特別支援金に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正などがございます。

第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は、2千円の減額で、生涯学習振興事業2千円の減額は、竹原体育館、伊勢地体育館、多気体育館のトイレ洋式化改修工事費の実績による減で、放課後児童健全育成事業は、補正額が0となっておりますが、小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブ運営補助金に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源更正でございます。

第3目 公民館費は、54万2千円の減額で、公民館管理運営事業54万2千円の減額は、敬和公民館、片田公民館、南郊公民館のトイレ洋式化改修工事費及び河芸公民館の空調設備購入費の実績による減でございます。

第4目 図書館費は、29万3千円の減額で、図書館管理運営事業29万3千円の減額は、久居ふるさと文学館、河芸図書館のトイレ洋式化改修工事費及び河

芸図書館の空調設備購入費の実績による減でございます。

以上で説明を終わります。御審査の程、よろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、議案題14号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第14号につきましては、原案どおり承認いたします。